

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年12月12(月) No.501

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

中小業者にはメリットなし！インボイス制度は中止を！

全10回(11/25~12/13)の学習会に70人申し込み 12/5分は14名参加！

この冬、支部・地域別で10回の学習会を企画。対象者に郵送等で案内し、70名以上の参加申し込み。11/25の楠支部学習会では、周辺に役員でチラシを500枚配ったところ、近くの業者が参加し、商工新聞の購読約束。後日、「事務所に相談行きたい」と要望も。

5日の学習会では、事務所で昼間に開催し、14名の参加。消費税やインボイス制度の仕組みを簡単に説明し、参加者各々の、免税・本則課税・簡易課税の区別から、手続きや何が必要なのか学習しました。現在免税で、一戸貸しの不動産業の会員は、「借主はエステの仕事をやっていて…」と発言し、その業者がインボイス申請や簡易課税の選択の有無により、貸主の対応も変わることも説明し、参加者全体の理解が深まりました。参加者の



ひとり、Hさん(塗装業)は、「最初はインボイスの内容もイメージできなかったのですが、参加して理解深まりました。私のところは本則課税だけれど、何人かの外注を課税業者にさせ、消費税やインボイスの実務をやらせることは難しい。税額は増えますが、今年の年末までに消費税簡易課税を選択し届け出するつもりです」と話しました。政府税調が検討中のインボイスの「激変緩和措置」にも言及し、「全国で署名を集め、自治体へもインボイスNO!の声を届けてきて、無視できなくなっている現れ。引き続き反対の声を上げていきましょう!」と結び、終わりました。

民商の請願署名にもとづいて市議会で質問

河村市長 「来年10月実施はやめたほうがいい」

11月25日、日本共産党の田口一登議員が「インボイス制度導入の中止・延期を」と市議会で河村市長に対して質問しました。名古屋市内の民商で集め、11月10日に提出した、名古屋市議会あての「インボイス制度中止を求める意見書を求める請願署名」にもとづいた質問です。田口議員は、「免税事業者のうち161万者が新たに課税事業者になり、平均15万1千円、合計で2480億円の増税になると言われている。小規模事業者やフリーランスの人たちに増税が廃業かという地獄の選択を迫るもの」「インボイス制度の中止・延期を国に要望すべきではないか」と問いただすと、市長は「国の根こそぎ課税という考え方だ。商売をやっている人を苦しめてはいかん。来年10月(実施)はやめたほうがいい」と答弁しました。



また、市の健康福祉局長は「市シルバー人材センターは、インボイス制度の完全実施で新たに消費税額が2億円も増える」と答弁。加えて田口議員は「競争入札においては、免税事業者を排除するような参加資格は定めないと断言せよ」と質問。財政局長は「インボイス登録事業者であることを参加資格の要件とすることは検討していない」と答弁しました。

名古屋市内民商では、引き続きインボイス中止の意見書採択を求め、署名運動を続けることにしています。